
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.341 2022/12/8

1 食品表示基準の一部改正等

12月7日、消費者委員会食品表示部会において標記基準等の改正について検討された。その主な内容は次のとおり。

(1) 食物アレルギーに関する義務表示事項の追加

【概要】

食物アレルギーに関する表示について、医療機関等の専門家の意見を踏まえ、現在「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を奨励している「くるみ」について、義務表示となる「特定原材料」に移行させる。

【施行期日】 公布日から起算して2年間の経過措置を設ける。

(2) 農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議

輸出促進に向けた食品表示等のグローバル化対応については、令和4年12月5日に開催された「第17回農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において改訂された、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に、以下の通り盛り込まれた。

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（関係部分抜粋）（令和4年12月5日改訂）

○食料供給のグローバル化に対応し、①我が国の農林水産物及び加工食品の輸出促進と②国内で販売される輸入食品も含めた食料消費の合理的な選択の双方に資するため、現行の食品表示制度を国際基準（コーデックス規格）との整合性の観点も踏まえ見直す。

<https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/069/shiryou/index.html>